

(別記) 産業廃棄物行政主管部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

産業廃棄物処理施設における放射性物質に  
汚染されたおそれのある廃棄物の処理について

1. 産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査の結果

東京都の一般廃棄物焼却施設の飛灰から 8,000Bq/kg を超える放射性セシウムが検出されたことを受けて、7 月 5 日、「産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査について」を整理し、東北地方及び関東地方等の 16 都県に対して、産業廃棄物処理施設の焼却灰のサンプル調査を要請するとともに、当面の取扱いを示した。

上記の測定要請を受けて、16 都県における焼却灰中の放射性セシウムの測定が実施されており、その結果を今般取りまとめた（別添資料）。

2. 今後の対応

(1) 焼却灰等の埋立の促進

産業廃棄物処理施設において放射性物質が検出された焼却灰等の処分方法については、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の場合には、平成 23 年 8 月 31 日付け「8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」（環廃対発第 110831001 号、環廃産発第 110831001 号）に、また、8,000Bq/kg 以下の焼却灰等の場合には、9 月 1 日付け事務連絡「産業廃棄物処理施設における放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処理について」にしたがい、適切に行っていただきたい。

(2) 産業廃棄物処理施設における放射性物質の測定

今回の先行調査で焼却灰から一定レベル（8,000Bq/kg の概ね 8 割程度）以上の放射性セシウムが検出された焼却施設及び 16 都県下における、今回の先行調査の対象にならなかった産業廃棄物焼却施設のうち、屋外から流入する水が含まれる可能性のある汚泥や、屋外に置かれていた木くず、廃プラを処理する施設においては、国としても予算措置を講じたいと考えているが、当面、関係都県・政令市の負担により、焼却灰の測定を実施していただきたい。

また、環境省においても、今回の先行調査において焼却灰から 8,000Bq/kg を超える放

放射性セシウムが検出された施設の追跡調査、及び他の類似施設の焼却灰についての調査を実施することとしており、関係都県・政令市におかれては、事業者への働きかけなどについてご協力をお願いします。

以上

<担当>

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 山縣・佐川

TEL:03-3581-3351 内線 6875/6895

E-mail: hairi-sanpai@env.go.jp

(別記)

都県

岩手県  
宮城県  
秋田県  
山形県  
福島県  
茨城県  
栃木県  
群馬県  
埼玉県  
千葉県  
東京都  
神奈川県  
新潟県  
山梨県  
長野県  
静岡県

政令市

仙台市  
千葉市  
横浜市  
川崎市  
横須賀市  
新潟市  
静岡市  
浜松市  
宇都宮市  
秋田市  
郡山市  
いわき市  
長野市  
相模原市  
さいたま市  
川崎市  
船橋市  
盛岡市  
柏市  
前橋市  
高崎市